

令和4年度京都府「はんなり」教員養成プログラム実施要項

京都府教育委員会

(目的)

第1条 京都府教育委員会（以下「府教委」という。）は、教員を志す学生に対し、京都府立学校（以下「府立学校」という。）の優れた実践の体験を通して、教員のやりがいや教員という職の素晴らしさを実感できる環境を提供し、教員志願者の確保に努めるとともに、将来の教育を担う人材を育成するプログラムを実施する。

(参加対象者)

第2条 高等学校・特別支援学校等の教員を目指す大学生等

(活動内容等)

第3条 活動内容及び活動期間等については、府教委が学生の希望や活動する府立学校（以下「活動校」という。）と調整し、決定することとする。

2 想定される主な活動内容は次のとおり。

授業・部活動等の見学、若手教員等との懇談、学習支援等の体験、実習体験等

(実施期間)

第4条 令和4年4月から翌年3月まで

(募集等)

第5条 本プログラムへの参加を希望する学生は、京都府「はんなり」教員養成プログラム参加申込書（別紙様式）を京都府教育庁管理部教職員人事課（以下「教職員人事課」という。）へ提出するものとする。なお、大学のゼミや授業単位で申し込む場合は、大学と府教委が別途調整の上、対応する。

2 府教委は、提出のあった学生に対し面談を実施し、活動を希望する期間や活動内容等について確認・選定の上、活動を決定する。

3 府教委は、活動が決定した学生の情報を活動校に提供するとともに、受入内容等について調整する。

(ボランティア保険)

第6条 学生は、活動に当たって、ボランティア保険に加入するものとする。ただし、同等制度の保険に加入している場合はこの限りでない。

2 教職員人事課は、ボランティア保険の加入手続きを行い、保険料を負担する。

(報償費)

第7条 府教委は、学生に対し、予算の範囲内において活動経費として報償費を支給するものとする。ただし、学生から辞退があった場合又は教職員人事課、若しくは活動校が定める所定の手続きを取らない場合は、この限りでない。

2 報償費の支給については、この要項に規定するもののほか、教職員人事課が別に定める。

(注意事項の遵守)

第8条 学生は、活動に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動に関して知り得た個人情報等を第三者に知らせないこと。また、不当な目的に使用しないこと。
- (2) 活動に当たっては、服装・言葉遣い・態度について留意し、規律ある行動をとること。
- (3) その他活動校の指示に従って活動すること。

(活動の中止)

第9条 活動校の長は、学生が前条の事項を遵守できない場合やプログラム参加者としての要件、適性を欠く場合等、活動を続けることが困難と判断したときは、学生に対し、活動中止等の措置をとることができる。

2 活動校の長は、活動中止等の措置をとった場合、速やかに教職員人事課へ報告する。

(事故の防止)

第10条 学生及び活動校は、本事業の趣旨を十分理解し、円滑に事業が実施できるよう協力するとともに事故等の防止に努めるものとする。なお、万が一事故等が発生した場合は、速やかに教職員人事課へ報告する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教職員人事課長が別に定める。